

高額医療・高額介護合算制度

○平成 22 年度の支給要件・支給額

世帯内で同一の医療保険に加入している人全員が、平成 21 年 8 月から平成 22 年 7 月末に支払った医療費と介護サービス費の自己負担限度額の合計が次の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。合算した場合の限度額（年額／前年 8 月～7 月）は、次のようになります。

自己負担限度額（年額）

所得区分	70 歳未満
上位所得者	126 万円
一般	67 万円
住民税非課税	34 万円

所得区分	70～74 歳
現役並み所得者	67 万円
一般	56 万円
住民税非課税	31 万円
住民税非課税(注)	19 万円

(注)年金収入 80 万円以下

○申請手続きについての留意点

小郡市の国民健康保険加入者で支給対象となる人には、後日、市役所より文書でお知らせします。ただし、次に該当する人には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合がありますので、現在加入している医療保険の担当におたずねください。

平成 21 年 8 月から平成 22 年 7 月末までの間に

- ①市町村を超えて転居した人
- ②他の医療保険から国民健康保険に加入した人

また、その他の医療保険に加入している人は、加入している医療保険の担当におたずねください。

【問い合わせ先】 国保年金課国保係 内線 424・425

介護保険課介護保険係 内線 452・453

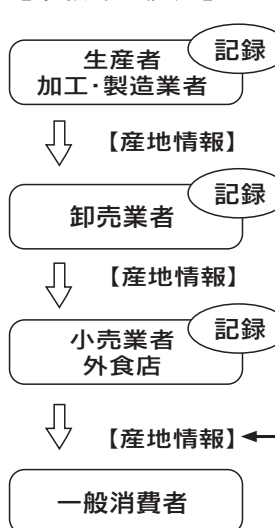
米トレーサビリティ制度が 10 月からスタートします!!

(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律) (平成 21 年 4 月 24 日公布)

米トレーサビリティ制度は、米・米加工品などの取引等の記録を各対象事業者が確実に作成し、一定期間保存することにより、問題発生時に流通ルートを遡ったり、追跡したりすることができるようにすること(トレーサビリティ)と、米・米加工品の産地情報を各対象事業者が確実に伝達し、最終的に消費者に伝えること(産地情報伝達)の大きく 2 つからなっています。施行時期は、「トレーサビリティ」が平成 22 年 10 月 1 日から、「産地情報伝達」が平成 23 年 7 月 1 日からとされています。

米トレーサビリティ制度

【米穀等の流通】



トレーサビリティ（取引等の記録・保存）

施行日：平成 22 年 10 月 1 日

1 対象品目

- 米穀（玄米・精米等）○米粉やこうじ等の中間原材料
- 米飯類 ○もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

2 対象事業者

生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業（飲食業等）を行う全ての事業者になります。

3 情報の記録・保存

- ①品名 ②産地 ③数量 ④搬入・搬出等を行った年月日等
- ⑤取引先名 ⑥搬入・搬出を行った場所を記載。

一般消費者への産地情報の伝達

施行日：平成 23 年 7 月 1 日

対象品目を

- ①他の事業者へ譲渡する場合に、伝票等又は容器包装等
 - ②消費者には、店内への掲示又はメニュー等
- による産地情報の伝達が必要です。

【問い合わせ先】 農林水産省九州農政局福岡農政事務所食糧部計画課 ☎ 092-281-8261